

平成29年9月／30年4月入学

## 慶應義塾大学大学院入学試験問題

### 法務研究科

# 法律科目試験（憲法・刑法）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
  3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
  5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
  6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
  7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
  8. この問題冊子の6～8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

# 憲 法

## 〔問 題〕

A市の市長を長年務め、名誉市民にも選ばれたBが死去した。そこでA市は、Bがその生前に市の発展のために尽くした功績を讃えるために、A市名誉市民条例（資料参照）7条1項に基づき、議会の同意を得て、Bの市民葬の実施を決定した。

市民葬は、広く市内の各種団体（町内会、商工会議所、農協など）、委員会（教育委員会、農業委員会など）の代表者が構成員となって結成された葬儀委員会とA市長との共催で行う合同葬の形式が採られることになった。そして平日の午後1時から、A市公民館を会場に、仏式にて葬儀が執り行われた。

市民葬に際してA市は、葬儀会場としてA市公民館を無料で使用させ、葬儀委員会に対して補助金100万円を支出するなどした。そこで市民葬に対する市の関わり合いに憲法上の問題があると考え、A市の市民Xらは、訴訟を提起することにした。

## 〔設問1〕

Xらの立場から、どのような訴訟を提起し、そのなかでどのような憲法上の主張を展開するのかを簡潔に示した上で、あなた自身の考えを論じなさい。なお、当該訴訟を提起するために法律上求められている手続は尽くした上でのこととする。

## 〔設問2〕

Bの遺族には、配偶者Cと3人の子ども（D、E、F）、弟Gがいる。クリスチャンであるFは仏式での葬儀に強く反対していたが、F以外の遺族（C、D、E、G）がBの生前の信仰とも合致する仏式での葬儀を望んだため、葬儀委員会とA市長は仏式で市民葬を行った。

このような経緯があるなかで、設問1の論点とは別の憲法上の問題があると考え、Fは、A市を被告として国家賠償請求訴訟を提起したとする。Fがそのなかでどのような憲法上の主張を展開するのかを簡潔に示した上で、あなた自身の考えを論じなさい。

【資料】 A 市名誉市民条例（抄）

（名誉市民）

第2条 本市は、本市に20年以上住所を有したことがある者又は本市に特に関係の深い者で、公共の福祉を増進し、本市の発展、市民生活の向上又は社会文化の進展に貢献し、その功績が顕著で市民が郷土の誇りとし、かつ、尊敬に値する者に対して、名誉市民の称号を贈ることができる。

（市民葬）

第7条 名誉市民が死亡したときは、その功績を顕彰するため、議会の同意を得て市民葬を行うことができる。

2 市民葬は、市が単独により行う単独葬又は町内会その他関係団体と合同により行う合同葬により行うことができる。

3 単独葬は無宗教により、合同葬は遺族が希望する宗教により、執行するものとする。

4 市民葬の執行にあたっては、単独葬は遺族の、合同葬は遺族及び町内会その他関係団体の承諾を得なければならない。

（経費）

第8条 市民葬の執行に要する経費の全部又は一部は、市費をもってこれに充てることができる。

# 刑 法

## 〔問 題〕

以下の事実関係に基づいて、〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。解答は〔設問 1〕、〔設問 2〕の順序で記すこと。

平成 29 年 8 月 1 日午後 9 時頃、A が繁華街をひとりで歩いていると、すれ違いざまにぶつかった X が、「どこ見て歩いとんじゃ」と因縁をつけ、いきなり A の顔面を手拳で殴打して、立ち去った。それをたまたま目撃した Y は、A と X のいずれとも面識はなかったが、ついでに自分も殴って仕事上の鬱憤を晴らそうと考え、X に殴られ転倒したものの再び立ち上がって歩き始めた A にわざとぶつかり、「前向いて歩かんか」と怒鳴りつけて、A の顔面を手拳で殴打し、立ち去った。殴られた A は、意識を失い、飲食店の階段脇に崩れ落ちた。

翌 2 日午前 1 時 30 分頃、そこを通りかかった Z は、A が酔いつぶれて寝ているものと思い、周りには人通りもなかったことから、A を介抱するような素振りでも上着の内ポケットから財布様のものをすり取り、自分のかばんに素早く入れた。Z が立ち去ろうとすると、Z の行為を現認していた B と目が合い、B が近づいてきたため、Z は犯行を目撃されたことを察知し、慌てて逃走した。

Z は、B が追ってきていないことを確認したものの、念のため 1 km ほど離れた公園まで逃げた。公園で A から取った物を確認すると、財布ではなく名刺入れだったため、Z は、改めて A から財布を奪うべく、急ぎ足で繁華街に戻った。

同日午前 2 時頃、Z が現場に到着すると、期待したとおり、同じ場所に A の姿が見えたので、近づいていったところ、酔い覚ましのためにそこで時間をつぶしていた B が自動販売機の陰から現れ、「あ、またお前か」と言って迫ってきた。そこで、Z は、今度こそ捕まりかねないと思い、B に全力で体当たりして、その隙に逃走した。B は転倒して、路面に頭を強く打ちつけた。

その後、脳出血による A および B の死亡が確認され、死亡時刻は、A については同日午前 0 時 30 分頃～午前 2 時 30 分頃、B については同日午前 4 時頃～午前 6 時頃と推定された。また、A の脳出血は、X と Y のいずれかの暴行から生じたことは確実であるが、いずれの暴行から生じたかまでは特定されなかった。その一方で、B の脳出血は、Z の暴行から生じたものと断定された。

〔設問 1〕

Z の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

〔設問 2〕

X および Y の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。





